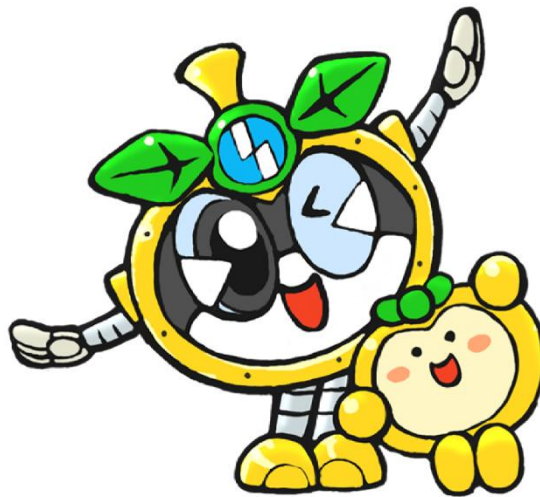


稲城市

障害福祉サービス支給ガイドライン



© K.Okawara・Jet Inoue

inagi city

令和7年1月作成

目次

1. 支給決定ガイドライン作成の経緯	1
2. 稲城市における標準的な支給量、支給期間及び標準利用期間	5
3. 居宅介護～身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助～	6
4. 重度訪問介護	8
5. 同行援護	10
6. 行動援護	11
7. 短期入所	12
8. 生活介護	13
9. 自立訓練（機能訓練）	14
10. 自立訓練（生活訓練）	15
11. 宿泊型自立訓練	16
12. 在宅での就労系サービスの提供について	17
13. 就労移行支援	18
14. 就労継続支援A型	20
15. 就労継続支援B型	21
16. 就労定着支援	23
17. 共同生活援助	24
18. 自立生活援助	26
19. 児童発達支援	27
20. 放課後等デイサービス	28
21. 保育所等訪問支援	29
22. 移動支援（地域生活支援事業）	30
23. 日中一時支援事業（地域生活支援事業）	32
24. 身体障害者入浴サービス事業（地域生活支援事業）	34
25. 重度障害者等就労支援特別事業	36

1. 支給決定ガイドライン作成の経緯

(1) 支給決定ガイドライン作成の経緯

障害福祉サービスの内容や量の支給決定は各市町村の役割となっているが、厚生労働省より支給量の決定について自治体毎に基準を定めておくことが適当とされている。そのため、令和6年に市と相談支援事業者協働で支給決定プロセスの公平性、透明性を図る目的で「支援決定ガイドライン（以下ガイドライン）」を定めるに至った。

(2) 支給決定基準の考え方について

① 支給量の算出方法

支給量については、障害者の障害状況や介護を行う者の状況等、以下の勘案事項を踏まえて必要な支給量を算出することとし、原則として支給基準量の範囲内で決定する。なお、支給基準量はあくまで「基準」であり「上限」ではない。

勘案事項

- ・ 障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況
- ・ 障害者等の介護を行う者の状況
- ・ 障害者等に関する介護給付費等の受給の状況
- ・ 申請に係る障害者が現に介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用状況
- ・ 障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- ・ 障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容
- ・ 障害者等の置かれている環境
- ・ 申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

② 1か月の計算方法

訪問系サービスの1か月当たりの時間数については、原則として、1か月5週で計算を行う。

$$\boxed{1 \text{ か月の支給量} = 1 \text{ 週間の利用支給量} \times 5 \text{ 週}}$$

③ 2人介護の取り扱い

やむを得ず、2人の従業者による支援が必要とされる場合は、次のいずれかの条件を満たすものとする。なお、その要件をサービス等利用計画案に記載することとする。

- ・ 障害者の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合
- ・ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破壊行為等が認められる場合
- ・ 障害者の状況等から判断して、上記のいずれかに準ずると認められる場合

【例】

- ・ 体重が重い障害者の入浴介助
- ・ ヘルパー1人の介助では障害者に激しい痛みが伴う危険性がある場合

※ 厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）第1号より抜粋

④ その他留意事項

- ・ 福祉用具の活用や生活スタイルの見直しを併せて検討すること。
- ・ 受給者証に「2人介護可」と記載されている場合に算定可とする。

（3）介護給付費の支給基準量と乖離した場合の支給決定

個々の利用者の障害状況や介護者の状況等により、下記のサービスについて、支給基準量を超えたサービス支給量が必要で、市が認める場合には、支給基準量の1.5倍を上限として支給決定を行う。支給基準量の1.5倍の上限をもってしてもなお必要なサービス量が不足すると判断される場合は、支給決定案について稲城市障害支援区分認定等審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で個別に適切な支給量を定めることとする。

対象サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

（4）訓練等給付費の支給決定期間

訓練等給付は、障害者が自立した生活を営むために必要となる能力や知識の訓練や、地域社会へ移行していくために必要な訓練を行うためのサービスであり、様々な種類がある。また、サービスには無期限のものと有期限のものがあり、必要に応じて支給決定期間が一定程度、延長可能な

ものがある。下記のサービスについては、個々の利用者の障害状況や介護者の状況等によ

り、個別審査を経て、支給決定期間を延長することを可能とする。

対象サービス

自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、自立生活援助

（５）介護保険対象者に係る障害福祉サービス等の支給決定

介護保険対象者に係る障害福祉サービス等の支給決定は、以下のとおりとする。

- ① 65 歳以上（特定疾病による場合は 40 歳以上）の介護保険対象者
※障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、介護保険サービスによる保険給付又は地域支援事業を優先する。

例：居宅介護→訪問介護、生活介護→デイサービス

- ② 生活保護被保護者の 40 歳以上 65 歳未満の方で、介護保険対象となる特定疾病に該当する「みなし２号」の者
※生活保護制度における他法優先の考え方に基づき、原則として障害福祉サービス等が優先となる。
- ③ ①の介護給付費の上乗せの支給決定について
介護保険の訪問介護等を支給限度額まで受けても、障害固有のニーズに基づく支援が不足する場合で、市が必要と判断する場合、重度訪問介護又は居宅介護で上乗せを認める。

（６）支給決定に関する基本的な取扱い

① 居住地原則について

障害福祉サービスの支給決定については、原則として、申請者である障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行う。

② 居住地特例について

施設等所在地の支給決定等事務及び費用負担が過大とならないよう、居住地原則の例外として、一定の施設等の入所・入居者については、入所等する前に居住地を有していた市町村を支給決定等及び給付の実施主体としている。対象となる施設等に継続して入所又は入居する間（他の対象施設等に移る場合を含む。）は、居住地特例は継続し、最初に施設等に入所等する前の居住地市町村が引き続き実施主体となる。

※法律上、居住地特例の対象となる施設等は以下のとおり。

- ・ 障害者支援施設
- ・ のぞみの園
- ・ 児童福祉施設（障害者総合支援法第5条第1項の厚生労働省令で定める施設）
- ・ 療養介護を行う病院（障害者総合支援法第5条第6項の厚生労働省令で定める施設）
- ・ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の施設（救護施設等）
- ・ 共同生活援助（グループホーム）を行う住居（当面の間の経過措置）
- ・ 有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設。地域密着型特定施設を除く。）※
- ・ 介護保険法48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院（介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設）※

※令和5年4月1日以降に入所又は入居をすることにより、当該施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる場合に居住地特例の対象とする。

この基準に定めのない事項については、国から示された「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」及び「障害児通所給付に係る通所給付決定事務等について」によるものとする。

2. 稲城市における標準的な支給量、支給期間及び標準利用期間

サービス名	標準的な支給量	支給期間	標準利用期間
居宅介護	必要時間	1 年	
重度訪問介護	必要時間	1 年	
同行援護 1 年間	原則月 25 時間まで	1 年	
行動援護	必要時間	1 年	
短期入所	原則月 7 日まで	1 年	
療養介護	当該月の日数	3 年	
生活介護	当該月の日数から 8 日を控除した日数	3 年	
施設入所支援	当該月の日数	3 年	
自立訓練 (機能訓練)	当該月の日数から 8 日を控除した日数	1 年	1 年 6 か月
自立訓練 (生活訓練)	当該月の日数から 8 日を控除した日数	1 年	2 年
宿泊型自立訓練	当該月の日数	1 年	2 年
就労移行支援	当該月の日数から 8 日を控除した日数	1 年	2 年
就労継続支援 (A 型)	当該月の日数から 8 日を控除した日数	1 年	
就労継続支援 (B 型)	当該月の日数から 8 日を控除した日数	1 年 (50 歳以上 3 年)	
就労定着支援	当該月の日数	1 年	3 年
共同生活援助 (滞在型)	当該月の日数	3 年	
共同生活援助 (通過型)	当該月の日数	1 年	
自立生活援助	当該月の日数	1 年	1 年
地域移行支援	当該月の日数	6 か月	
地域定着支援	当該月の日数	1 年	

3. 居宅介護 ～身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助～

(1) サービス内容

障害者等につき、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

(2) 対象者

障害支援区分が区分 1 以上（障害児にあたってはこれに相当する支援の度合）である者。（障害児にあたっては、障害の種類や程度の把握のために 5 領域 11 項目の調査）を行う。）

ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、以下のいずれにも該当する者。

- ① 区分 2 以上に該当していること。
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ（ア）から（オ）までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。

（ア）＜歩行＞ 「全面的な支援が必要」

（イ）＜移乗＞ 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

（ウ）＜移動＞ 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

（エ）＜排尿＞ 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

（オ）＜排便＞ 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

※障害児にあたっては、5 領域 11 項目の調査を行った上で、日常生活において身体介護が必要であり、かつ通院等介助のサービス提供時において「歩行」「移乗」「移動」

「排尿」及び「排便」について一つ以上支援が必要な場合

(3) サービスの具体的な内容

身体介護は、居宅における入浴、排泄、食事等の介護をいう。家事援助は、掃除、洗濯又は調理等の日常生活を営むにあたって最低限必要とされる援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身又は家族が障害や疾病等のため、利用者や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。本人のための支援に限定され、家族の分の家事については対象にならない。ただし、障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯については対象とすることができる。なお、障害者本人不在時の家事援助サービスの提供はできない。

身体 介 助	衣類着脱	衣類着脱の介助（衣服の準備も含む）
	食事	食事の介助（配膳、下膳も含む）
	排泄	排泄の介助（排泄時の移動、衣類着脱等も含む）
	入浴	入浴に関する準備、移動、衣類着脱、浴槽の出入り、洗身、洗髪等の介助、清拭、シャワー浴、部分浴の介助、入浴後の整髪、浴槽の簡単な後始末 ※入浴時間については、1回あたり1時間程度をめやすとする。 ※入浴頻度については、本人の体力などにも配慮して回数を設定する。 ※訪問入浴や通所施設での入浴サービス、また入浴補助用具、住宅改修等を最大限活用した上で最大限活用した上で、なお必要な部分について支給する。
	寝返り	寝返りの介助
	起き上がり	起き上がりの介助
	移乗	車いす、ベッド等への移乗の介助（車いす等の準備も含む）
	整容	洗顔、歯磨き、髭剃り(電気シェーバーのみ)、身だしなみを整える等の介助
	医療的ケアに準ずるもの	爪切り、口腔ケア、ストマのパウチの排せつ物の処理、浣腸、喀痰吸引・経管栄養（研修、資格等の要件あり）
	見守り	自宅等での見守りであって、自傷、他害、異食行為の回避等の安全の確保（対象：自傷、他害、異食行為等により一人で自宅等にすることができない状況にある障害者（児）） ※必要と認められる時間を支給。1回あたり原則3時間までとし、連続して3時間を超える支援が必要な場合、重度訪問介護の利用を検討する。 ※見守りのみでの支給は行わない。他の身体介護の支給と併せる。
	通院等介助 (身体介護を伴う場合・身体介護を伴わない場合)	病院等への通院等に係る移動介助、及び受診手続きまでを指す。又は官公庁での公的手続き等に関する移動介助。院内介助は病院スタッフが行うことを原則とする。院内介助とは、排泄介助や移動介助など具体的な身体介護を要する者のみとする。院内スタッフによる介助が可能かどうかを事前に病院に確認の上、市へ相談する。了承が得られた場合、個別支援計画に記載の上、必要時間数を支給する。
	通院等乗降介助	ヘルパーが自ら運転する車両への乗降の介助とともに、行う乗車前や降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診などの手続き、移動等の介助。通院等のためヘルパーが自ら運転する車両への通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分～30分程度以上)を要し、かつ、手間のかかる身体介護を行う場合には、通算して「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定する。

4. 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は行動上著しい困難を有する知的・精神障害者で常時介護を必要とする方に対して、身体介護・家事援助・見守り・外出時（通院等含む）の移動中の介護など必要な支援を総合的に行う。また、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。

（１）対象者

<肢体不自由者の場合>

障害支援区分が区分４以上であって、下記のいずれにも該当する者。

①二肢以上に麻痺等があること。

※医師意見書の「２．身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」「(4)筋力の低下」「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。

②障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。

<知的障害者又は精神障害者の場合>

障害支援区分が区分４以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者。

<児童（15歳～18歳未満）の場合>

児童福祉法（昭和22年法律第164号）附則第63条の3の規定により、児童相談所長から重度訪問介護を利用することが適当であると認めた通知を受理し、障害者の支給決定プロセスの通り進める。

（２）留意事項

- ・ 1日につき3時間を超える支給決定を基本とする。
- ・ 重度訪問介護と移動支援の併給はできない。
- ・ 同時に2人の重度訪問介護従業者から支援を受けることを希望する場合、サービス等利用計画案・居宅介護個別支援計画に、必要な支援の内容、状況を明らかにして、その旨を記載することとする。
- ・ 重度訪問介護の移動介護加算は、サービス等利用計画に基づき、1日に4時間を上限とし必要量を支給決定する。

※移動介護加算とは、外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動先における確認等の追加的業務を加算として評価したもの。社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出が対象であり、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出（通所・通学）及び社会通念上適当でない外出は対象外となる。外出時のヘルパーに対する実費相当分（交通費や入場料など）は利用者負担となる。

(3) 重度訪問介護事業所の新任従事者研修のための熟練従業者の同行支援

当該利用者への支援に熟練した指定重度訪問介護事業所等の従業者の同行が必要であると認められる場合、新規に採用された従業者であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことが無いよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者が同行してサービス提供を行うことについて、市が認めた場合に算定することができる。

①対象者

障害支援区分6の利用者

②従業者の要件

<新規従業者>

採用から6か月以内で新規に重度訪問介護事業所に採用された従業者で、1年以上利用者の支援にあたることが見込まれる場合。原則として当該利用者1名につき1年間3名までとする。

<熟練従業者>

当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者で、当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者とする。

<重度訪問介護利用者の入院時のヘルパー派遣>

入院中の介護は病院で対応すべきものであり、本来ヘルパーを派遣することはできない。ただし、重度訪問介護の支給決定を受けている障害支援区分4～6の者（自らの意思伝達が困難な全身性障害者等を想定している）で、以下の要件に該当する者については派遣対象とする。

- ・医師等とのコミュニケーションに難があり、介助者を介することによりコミュニケーションが可能となる者
- ・病院が了承している者

※「洗濯」や「買い物」の必要性があることは一般的に入院中であれば起こりうることで、障害に起因したニーズではないので対象とはならない。

※入院時のヘルパー派遣は、特別なコミュニケーション技術等を必要とする重度訪問介護利用者の介助方法を病院側が習得するための支援であるため、「口腔清掃」「体位変換」等は原則として医療機関で対応するものとする。

5. 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助（代筆・代読等を含む）を行う。

（１）対象者

同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが１点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が１点以上の者。

※ 障害支援区分の認定は必要としない。

（２）支給量

月 50 時間までの利用とする。

（３）留意事項

- ・ 通勤や営業活動等の経済活動に係る外出や通学、通所等の通年かつ長期にわたる外出及び社会上適当でない外出は支援の対象外とする。
- ・ 病院内の介助においては病院内スタッフによる介助が原則であるが、介助を受けることが出来ない場合は通院等介助の考え方に準ずる。

6. 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

(1) 対象者

障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者。

(2) 支給量

1回あたり8時間までの利用とする。

(3) 留意事項

- ・ 個々の障害状況によって必要量が大きく異なるため、個別の聴き取りを行った上で必要な時間数を算定する。
- ・ 通勤や営業活動等の経済活動に係る外出や通学、通所等の通年かつ長期にわたる外出及び社会上適当でない外出は支援の対象外とする。

7. 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

(1) 対象者

障害支援区分が区分1以上であって、介護者の不在や休養、本人の休息の必要から一時的に施設等に入所する必要がある障害者等。

(2) 支給量

1月あたり7日までの利用とする。

(3) 留意事項

重症心身障害者等であって施設入所待機中である場合やその他特に必要と市が認める場合には、上限を超える日数を支給することが出来る。

8. 生活介護

障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

(1) 対象

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

- ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者
- ③ 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続きを経た上で、市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた者

(2) 支給要件について

市は、原則として【当該月の日数から8日を控除した日数】で支給決定をする。

65歳以上は介護保険によるサービス利用が優先となるが、介護保険に本人の希望するサービスがなく生活介護の継続を希望する場合、適宜、地域包括支援センター等と連携し必要性を判断した上、65歳以降も継続利用を認める。

同一日に他の日中活動系サービスの利用はできない。

(3) 支給期間

原則3年を基本とする。

9. 自立訓練(機能訓練)

障害者につき障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

1. 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障害者。

【具体例】

- ①入所施設・病院を退所した者であって、地域生活への移行等を図る上で身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な者。
- ②特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な者 等。

2. 支給要件

- ・原則として、サービスの適切な利用を図る観点から2ヵ月間の暫定支給決定を行う。
- ・期間は1年6か月とする。ただし、頸椎損傷による四肢麻痺やこれに類する状態にある場合には、この期間を3年とする。
- ・1日単位の支援を前提としていることから、同一日に他の日中活動系サービスの利用はできない。
- ・市は、認定調査結果や利用者、事業所、相談支援担当等からの情報をもとに利用希望日数、必要性等を個別に勘案し【当該月の日数から－8日を控除した日数】で支給決定を行う。(最低、通所日数、時間の定めはない)
- ・標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には審査会の審査を経て、最大6ヵ月間の延長を認める。(原則1回とする)

10. 自立訓練(生活訓練)

障害者支援施設や障害福祉サービス事業所において、又は、障害者の居宅を訪問し、自立した日常生活を営むために必要な入浴や排泄、食事等の訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。

1. 対象者

知的障害者又は精神障害者であり、地域や入所施設において生活能力の維持及び向上 等のために一定の支援を必要とする者。

2. 支給要件

- ・原則として、サービスの適切な利用を図る観点から2ヵ月間の暫定支給決定を行う。
- ・期間は2年間とする。ただし、長期入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあっては、期間を3年間とする。
- ・1日単位の支援を前提としていることから、同一日に他の日中活動系サービスの利用はできない
- ・市は、認定調査結果や利用者、事業所、相談支援担当等からの情報をもとに利用希望日数、必要性等を個別に勘案し【当該月の日数から－8日を控除した日数】で支給決定を行う。(最低、通所日数、時間の定めはない)
- ・標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には審査会の審査を経て、最大6ヵ月間の延長を認める。(原則1回とする)

1 1. 宿泊型自立訓練

居室やその他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力の向上のための支援や生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。

1. 対象者

知的障害者又は精神障害者であり、次のいずれの要件にも該当する者。

- ・ 日中、一般就労や日中活動系サービスを利用している者
- ・ 地域移行に向けて一定期間、居住の場の提供と帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援を必要とする者。

2. 支給要件

原則として、サービスの適切な利用を図る観点から 2 ヶ月間の暫定支給決定を行う。

3. 支給決定

期間は最大 2 年間とする。ただし、概ね 1 年以上、障害者支援施設等に入所していた者や精神科病棟等に入院していた者、引きこもり等により社会生活の経験が乏しい者、発達障害のある者等で 2 年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者については、期間を 3 年間とする。

標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には、審査会の意見を聴取した上で、市がその必要性を認めた場合に 1 年毎に支給決定の更新を行う。（『宿泊型自立訓練等の利用期間の取り扱いについて』 27.3.31 厚生労働省）

12. 在宅での就労系サービスの提供について

令和3年4月からは在宅でのサービス利用について新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性をふまえつつ、更に促進するため常時の取り扱いとする。

【利用対象者】

在宅でのサービス利用を希望する者であって、市へ事前申請の上、在宅でのサービスによる支援効果が認められると判断した利用者

申請用紙は、市のホームページよりダウンロード可。利用が認められた場合、利用者宛に決定通知を送付する。

13. 就労移行支援

一般の企業に雇用されることが可能と見込まれる者に対し、生産活動や職場経験、その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談やその他の必要な支援を行う。

【対象者】

① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な者。

② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者。

※ただし、65歳以上の者については、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く）に引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限り対象とする。

③ 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。

【申請の流れ】

1 支給要件について

対象となる者は、事業所の見学、体験の後、市へサービス利用申請をする。

市は、認定調査の結果及び適宜、利用者、事業所からの聞き取りから勘案の上、支給を決定する（原則、通所日数・時間の定めはない）。

➤ 一般就労中（アルバイト含む）における就労移行支援の利用については、以下に限り認める。

（１）トライアル雇用中の施設外支援

（２）通常の事業所に雇用された後に労働時間を延長する（労働時間延長支援型、就労移行支援短時間型）

（３）休職からの復職を目指す（復職支援型）

※参考：障障発 0329 第 7 号 令和 6 年 3 月 29 日 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）
における留意事項について

2 暫定支給決定

（１）目的

より適切かつ効果的な障害福祉サービスの提供を目的とし、2 ヶ月間の暫定支給期間を設定し、事業者へ通知する（支給決定期間に含む）。暫定支給決定期間の満了時において、利用者の継続の意向、事業者評価を踏まえ、本支給決定の可否を判断する。転入者が転入前の自治体で暫定支給決定を経た上でサービスを利用している場合、当該サービスを本市で継続する際の暫定支給決定は省略する。

（２）事業所評価を踏まえた対応

サービスを継続することによる改善（維持を含む）効果が見込まれると判断する場合は、個別支援計画に基づき本支給決定をする。事業所評価で「利用継続不可」の場合や「利用継続可」であっても利用日数が極端に少ない、体調管理を優先することが望ましい状態である等の場合は、必要に応じて市より本人や事業者等へ聴き取りを行い、暫定支給決定期間が満了するまでに本支給決定の可否を通知する。

3 利用期間

最大 2 年間とする。

- 労働時間延長支援型の利用者に関しては、個々の状況に応じて原則 3 か月から 6 か月の間とし、延長が必要な場合は最大 1 年間とする。
- やむを得ない理由で標準利用期間を超えて利用を希望する場合は、事前に本人または事業所から市へ相談の上、利用期間延長に係る「事業者意見書」および「個別支援計画案」を事業者から市へ提出をする。審査会にて意見を聴取し、利用延長の必要性が認められた場合は、最大 6 か月の利用延長を可能とする。
- 就労移行支援の利用が 2 年に満たない場合で再度就労移行支援を利用したい場合に、市が必要性を認めた場合は前回の利用期間と併せて通算 2 年の範囲で再度利用を認める。

14. 就労継続支援A型

雇用契約等に基づくサービス利用を原則とし、生産活動やその他の活動の機会の提供を行い、就労に必要な知識や能力の向上に資する訓練、その他の就労継続に関わる支援を行う。

1. 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な者。65歳以上の者については、65歳に達する前5年間、引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限り対象とする。

【具体例】

- ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③企業等を離職した者等、就労経験のある者で、現に雇用関係がない者。

2. 支給要件

- ・原則として、サービスの適切な利用を図る観点から2ヵ月間の暫定支給決定を行う。
- ・1日単位の支援を前提としていることから、同一日に他の日中活動系サービスの利用はできない
- ・市は、認定調査結果や利用者、事業所、相談支援担当等からの情報をもとに利用希望日数、必要性等を個別に勘案し【当該月の日数から－8日を控除した日数】で支給決定をする。（最低、通所日数、時間の定めはない）

15. 就労継続支援 B 型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

【対象者】

- ① 就労経験がある者であって年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 50 歳に達している者又は障害年金 1 級受給者
- ③ ①②いずれにも該当しない者であって、就労移行支援者等によるアセスメントにより就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
- ④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた者
- ⑤ 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長（労働時間延長支援型）又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援（復職支援型）を一時的に必要とする者

※参考：障発 0329 第 7 号 令和 6 年 3 月 29 日 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について

2 支給要件について

市は、原則として【当該月の日数から 8 日を控除した日数】で支給決定をする。ただし、利用者及び事業所・相談支援担当等からの情報や認定調査結果をもとに、利用の適性や利用日数等を個別に勘案する。

65 歳以上は介護保険によるサービス利用が優先となるが、介護保険に本人の希望するサービスがなく就労継続支援 B 型の継続を希望する場合、適宜、地域包括支援センター等と連携し必要性を判断した上、65 歳以降も継続利用を認める。65 歳以上で新規に就労継続支援 B 型の利用申請があった者についても、同様とする。

1 日単位の支援を前提としていることから、同一日に他の日中活動系サービスの利用は不可。

3 支給期間

50 歳未満の者は原則 1 年、50 歳以上の者は原則 3 年を基本とする。

- 労働時間延長支援型の利用者に関しては、個々の状況に応じ、原則 3 か月から 6 か月の間とし、延長が必要な場合は最大 1 年間とする。

16. 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言などの必要な支援を行う。

【対象者】

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している機関が6月を経過した障害者も含む）

【支給期間】

最大3年間とする。

17. 共同生活援助

共同生活援助（GH）は障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活の援助を行う。地域で自立した生活をする意欲を持ち、その人がその人らしく生活できるための手段であり、同生活が出来る障害者で、就労している者、日中活動系サービスを利用している者又は何らかの日中活動をしている者を対象とする。

【対象者】

生活していく上で健康や服薬の管理、食事や整容など支援が必要な人。居宅介護や訪問看護等を利用して在宅で生活していくことが困難である人。

1. 申請の流れ

（1）体験利用

- ・共同生活援助の利用にあたっては、本支給前に体験利用を実施する。
- ・体験利用の際に GH によって障害支援区分や受給者証が必要となる場合があるため、利用者または相談支援専門員が体験予定の施設に事前に確認する。
- ・体験利用にあたっては障害者と GH、相談支援専門員等と協議の上、体験利用に必要な日数を支給する。
- ・体験利用の支給は 1 年間に 50 日、連続 30 日までである。（1 年間の数え方は、年度に関係なく初回利用日から数えて 1 年間とする）

（2）本支給

体験利用の結果、利用者、相談支援専門員他、関係者間で話し合い、GH の利用が可能と判断した場合は本支給とする。

2. 留意事項

（1）通院等介助等

慢性の疾患等を有する者で、医師の指示により定期的に通院を必要とする者である場合に限り、通院等介助や通院等乗降介助を利用することが出来る。

（２）共同生活援助支給決定者に対する経過措置

重度訪問介護または行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分４以上に該当する者が当該 GH 内において従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合、次の要件にいずれも該当する場合、対象とする。（令和９年３月までの経過措置）

- ① 個別支援計画に居宅介護等の利用が位置付けられていること
- ② 居宅介護等を利用することについて市が必要と認めること。

（３）一時帰宅時の利用

- ① 移動支援や行動援護の支給決定を受けている場合、一時帰宅中の利用ができる。
- ② 居宅介護又は重度訪問介護は市が特に必要と認めた場合においては、共同生活援助を行う住居の利用に係る報酬が全く算定されていない期間中に限り、支給決定を行うことが可能である。

18. 自立生活援助

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。

【対象者】

障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身であるため若しくは同居家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者。

【具体例】

- (1) 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で理解力や生活力等に不安がある者
- (2) 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- (3) 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

【支給期間】

最大1年間とする。

19. 児童発達支援

児童発達支援は、児童福祉法第6条の2の2第2項の規定に基づき、障害のある子どもに対し、児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供するものである。

【対象者】 療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。

申請の流れ

1. 支給要件について

- (1) おやこ包括支援センター、または稲城市発達支援センター レスポーいなぎにて療育的支援が必要と判断されたもの。
- (2) 主治医の意見書等で療育的支援が必要と判断されたもの。
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかを取得しているもの。

2. 支給決定

支給量

障害児の心身の状態、本人の負担、保護者の介護・心身の状況、障害児支援利用計画案、通所施設の受け入れ状況を勘案し、決定する。

支給量の目安は月15日（内訳：集団療育 月10日、個別療育 月5日）

（目安をこえて支給を希望する場合は事前に相談）

3. 支給期間

原則として、1年間支給とし、毎年誕生月に受給者証を更新する。（医ケア児については7月更新）

20. 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

【対象者】学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており
授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる障害児。

申請の流れ

1. 支給要件について

- （1）主治医の意見書等で療育的支援が必要と判断されたもの。
- （2）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかを取得しているもの。

2. 支給決定

支給量

障害児の心身の状態、本人の負担、保護者の介護・心身の状態、障害児支援利用計画案、通所施設の受け入れ状況を勘案し、決定する。最大支給量は23日（週5日まで）。
（目安をこえて支給を希望する場合は事前に相談）

3. 支給期間

原則として、1年間支給とし、毎年誕生月に受給者証を更新する。（医ケア児については7月更新）

2 1. 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援とは、児童福祉法第6条の2の2第5項に基づき、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

【対象者】 保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるもの（保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校・認定こども園・市町村が認めた児童が集団生活を営む施設）に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

【申請の流れ】

1. 支給要件について

- (1) 保育所等訪問支援事業所もしくは行政その他の専門職によって、保育所等の通所先での専門的支援が必要と認められたもの。
- (2) 主治医の意見書等で通所先での専門的支援が必要と判断されたもの。

2. 支給決定

支給量

月1～2回、原則1年以内の支給

保育所等の受け入れ状況、保育所等訪問支援計画書を勘案し、決定する。

支給期間を延長する場合は、事前に相談後、支援計画を提出。

3. 支給期間

原則として、1年間の支給とする。

2 2. 移動支援（地域生活支援事業）

1. サービス内容

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などへの社会参加のために外出する際の移動の支援とし、原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限るものとする。ただし、次に掲げる外出については利用できない。

- ①通勤等の通年かつ長期にわたる外出の時（通学は除く）。
- ②営業等の経済活動に係る外出の時。
- ③介護保険法第 8 条第 2 項に規定するサービスによる外出の時。
- ④通院のための外出のとき。
- ⑤その他社会通念上不相当と認められる外出の時。

2. 実施主体

市町村（地域生活支援事業の一つとして実施）

3. 対象者

以下のすべての要件を満たす者

- ① 稲城市内で在宅生活（グループホーム含む）を送っている者及び稲城市外の共同生活援助を受ける施設を利用する者
- ②愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ③原則学齢以上であること
- ④この事業の利用が必要かつ適切と認められる程度に、屋外での移動が困難である者
- ⑤重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者
- ⑥稲城市重度脳性麻痺者介護人派遣事業運営要綱の規定による派遣対象者でない者
- ⑦病院等に入院中でない者

4. 支給決定支給量

原則として月 25 時間を上限とする。

18 歳未満の場合は、満 18 歳の誕生月の前日の属する月の前月までは、月 15 時間を上限とする。

5. 利用者負担

身体介 護 利用者区分	あり	なし
	あり	なし
課税者	150 円	90 円
非課税者・生活保護受給者	0 円（免除）	0 円（免除）

※身体介護の有無の判断基準

下記に該当する者は身体介護ありの対象となる。

①障害支援区分が区分２以上に該当していること、又は、法に基づく介護給付費に関する支給決定を受けていない者及び18歳未満の者で障害支援区分が区分２以上に相当する状態にあること。

②次の障害支援区分の認定調査項目のうち、いずれか一つ以上に該当する状態であること。

(ア) 「歩行」 「３．できない」

(イ) 「移乗」 「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」

(ウ) 「移動」 「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」

(エ) 「排尿」 「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」

(オ) 「排便」 「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」

6. 利用までの流れ

①移動支援事業支給申請書券利用者負担額減額・免除申請書を障害福祉課へ提出

②受給者証の発行

③サービス事業所の選定及び契約

④サービスの利用開始

7. 留意事項

起点・終点のどちらかが自宅であれば可とする。

原則、小学生は通学時の利用のみ可能とする。

23. 日中一時支援事業（地域生活支援事業）

1. サービス内容

障害者等の日中における活動の場を提供することにより、障害者等の家族等の就労支援及び日常的な介護の負担軽減を図ることが目的。

2. 実施主体

市町村（地域生活支援事業の一つとして実施）

3. 対象者

市内に住所を有する者のうち、日中において介護する者がいないため一時的に見守り等の支援を必要とする者であって、次のいずれかに該当する者。

- ①身体障害者手帳の所持者
- ②愛の手帳の所持者
- ③精神保健福祉手帳の所持者
- ④障害児通所サービスの受給者

4. 支給量

原則月 14 単位、ただし 8 月のみ 26 単位 ※ 1 単位 4 時間

5. 利用者負担

区分	利用者負担
市町村民税課税世帯	300 円／ 1 単位（4 時間） ※重症心身障害者（児）は 600 円
市町村民税非課税世帯	免除
生活保護世帯	免除

6. 利用までの流れ

- ①日中一時支援事業支給申請書兼同意書を障害福祉課へ提出
- ②市が事業所に判定依頼
- ④判定後、受給者証の発行
- ⑤サービスの利用開始

7. 留意事項

児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援と日中一時支援事業を同日に同一事業所にて利用不可。

2 4. 身体障害者入浴サービス事業（地域生活支援事業）

1. サービス内容

身体に障害があるため入浴が著しく困難な者に対して、入浴サービスを提供することにより、身体障害者の福祉の向上を図ることが目的。

2. 実施主体

市町村（地域生活支援事業の一つとして実施）

3. 対象者

市内に住所を有する 6 歳から 65 歳未満の方であって、下肢または体幹機能障害 1・2 級の者。介護保険対象者は介護保険制度を原則利用する。

ただし、下記のいずれかに該当する場合は対象外となる。

- ①病院等に入院中の方
- ②厚生施設等に入所中の方
- ③介護保険法上の要介護者や要支援者となっている方

※重度脳性麻痺者介護人事業のサービスを受けている方は、制限要件なし。

4. 支給量

週 1 回まで利用可。ただし、6 月から 9 月は週 2 回まで利用可。

5. 利用者負担

区分	訪問入浴	通所入浴
一般世帯	600 円	1,300 円
生活保護世帯	免除	免除

※一般世帯とは、生活保護世帯以外とする。

6. 利用までの流れ

- ①稲城市身体障害者入浴サービス申請書、入浴に関する同意書、医師の意見書を障害福祉課へ提出
- ②申請内容を市が審査
- ③受給者証の発行
- ④事業所の契約
- ⑤サービスの利用開始

25. 重度障害者等就労支援特別事業

重度障害のある方に、雇用施策と福祉施策が連携して、通勤・職場等において必要とする移動・身体介護などの支援を行うことで、就労機会の拡大を図り、障害者の雇用を促進する。

・実施主体

市町村（地域生活支援事業として実施）

・対象者

①稲城市で重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている人

②民間企業に雇用されている人（注1）、または自営業者等の人（注2）

③1週間の所定労働時間が10時間以上であること（注3）

（注1）就労継続支援A型事業所の利用者を除く

（注2）自営等に従事することにより所得の増加が見込まれる人

（注3）民間企業に雇用されている人の場合、今後10時間以上の勤務になることが見込まれる人も可

・留意事項

民間企業に雇用されている方は、原則、事業主である企業が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「JEED」という。）の助成金を活用することが前提となります。

・申請から利用までの流れ

①障害福祉課で事業内容や必要書類等について説明を受ける。

②申請者、民間企業、特定相談支援事業所等の関係者間で『支援計画書』を作成。

③民間企業に勤務する人は、勤務先企業を通して『支援計画書』をJEEDに提出し確認を受ける。（自営業者は、JEEDの確認は不要）

④障害福祉課へ下記書類を提出

・JEED確認済の『支援計画書』（自営業者等は確認不要）

・稲城市重度障害者等就労支援特別事業利用申請書

・雇用されていることを証する書類の写し（民間企業に雇用されている人のみ）

・自営業者等であることを証する書類の写し（自営業者等の人の場合）

⑤市が決定を行い受給者証を発行

⑥サービス利用開始

・利用者負担

利用者が属する世帯の課税状況等	利用者負担上限月額
生活保護世帯等 区市町村民税非課税世帯	0 円
区市町村民税課税世帯 （所得割課税額が 160,000 円未満）	9,300 円
区市町村民税課税世帯 （所得割課税額が 160,000 円以上）	37,200 円